

# 函館市違反広告物簡易除却事務取扱要領

## 第1 総則

### 1 趣旨

この要領は、函館市屋外広告物条例（平成17年函館市条例第41号。以下「条例」という。）の規定に違反するはり紙、はり札等、広告旗および立看板等（以下「広告物等」という。）について、屋外広告物法（昭和24年法律189号）第7条第4項の規定に基づく除却、第8条に基づく除却後の保管、公示、売却、廃棄および条例第24条の規定による返還（以下これらを総称して「簡易除却」という。）に係る事務を行う場合について必要な事項を定めるものとする。

### 2 簡易除却事務の内容

この要領で定める簡易除却事務は、市の区域内で条例の規定に違反する広告物等を除却する業務をいう。

### 3 簡易除却事務の実施

- (1) 簡易除却事務は、都市建設部まちづくり景観課の所管とする。ただし、市道に係る簡易除却作業は、市道の道路管理者として違反広告物等の指導および撤去に当たっている土木部管理課が行うものとする。
- (2) 簡易除却作業等は、第三者に委託することができる。

### 4 対象広告物

簡易除却の対象となる対象広告物は、次のとおりとする。

- (1) はり紙 紙製のもので建築物その他の工作物またはこれら以外の物件にはり付けられたもの
- (2) はり札等 容易に取り外すことができる形態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物
- (3) 広告旗 容易に移動させることができる状態で立てられ、または容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これらを支える台を含む。）
- (4) 立看板等 容易に移動させることができる形態で立てられ、または工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物または掲出物件（これらを支える台を含む。）

### 5 簡易除却事務の対象

簡易除却事務は、次の規定に違反した広告物等を表示・掲出した者を対象とする。

- (1) 禁止広告物の規定（条例第3条）
- (2) 禁止物件の規定（条例第4条）
- (3) 制限地域および特別制限地域における許可の規定（条例第6条）

### 6 簡易除却事務における留意点

簡易除却事務を行うに当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 条例第7条に屋外広告物条例の規制を受けない広告物（以下「適用除外広告物」という。）が規定されており、特にそれらに該当するものは違反物件とならないの

で留意する。

ア 当該広告物が、自己の事務所または営業所の敷地内に表示しまたは設置する自己の事業もしくは営業の所在、名称、内容、商標または販売する商品の名称もしくは内容を表示するもの（以下「自家用広告物」という。）の場合、制限地域、特別制限地域の区分に関わらず、総表示面積10㎡以内であれば適用除外となり、条例違反とはならないため、特に留意する。

イ 政治、労働、宗教活動のための広告物等については、表現の自由等、国民の基本的な人権にかんがみ特に慎重に取り扱う。

- (2) 簡易除却事務の執行に当たっては、他法令との関連に留意するとともに関係機関（道、道路管理部局、選挙管理委員会等）との連携に努める。
- (3) 簡易除却事務に従事するときは、簡易除却事務の従事職員であることを示す身分証明書（別記第2号様式）を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示する。
- (4) 簡易除却事務に従事するときは、腕章を着用するなど、市職員等が当該業務を行っていることを明らかにする。

## 第2 簡易除却事務に共通する処理

違反した広告物等を除却した場合は、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 簡易除却事務記録を、違反簡易広告物調査指導（除却）日誌（別記第1号様式の1）に記載し、決裁権者に報告するとともに、指導した違反簡易広告物の表示者に係る違反簡易広告物表示者台帳（別記第1号様式の2）を作成する。
- (2) 当該広告物等の保管、売却、廃棄および返還を行った場合は、その旨違反簡易広告物表示者台帳に記載する。

## 第3 条例違反はり紙の処理

条例違反のはり紙の簡易除却については、次のとおり取り扱う。

### (1) 簡易除却の要件

簡易除却は、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、条例第7条の適用除外広告物に明らかに該当しないものと認められる場合に限り行うものとする。

ア 条例第4条第1項の禁止物件または同条第2項の電柱および消火栓標識に表示されているもの

イ 明らかに条例第5条第1項の制限地域または同上第2項の特別制限地域に表示されているにもかかわらず、第6条の許可を受けていないもの

ウ 著しく汚れ、または退色しているもの

### (2) 簡易除却の方法

ア 簡易除却に該当する違反はり紙を除却し、廃棄する。

イ 簡易除却を行う場合には、当該違反はり紙がはられていた地域と同一の地域に除却が行われていない同様の違反はり紙が残らないよう注意する。

ウ 除却後、表示者に対し、屋外広告物条例違反のはり紙について除却した旨通知し、今後違反はり紙の表示を行わないよう指導し、法の趣旨を周知する。

エ ウにより指導した表示者による違反はり紙に対しては、その後アにより除却・

廃棄し，ウによる指導は行わない。

#### 第4 条例違反のはり札等，広告旗および立看板等の処理

条例違反のはり札等，広告旗および立看板等（以下「違反はり札等」という。）の簡易除却については，次のとおり取り扱う。

##### (1) 簡易除却の要件

簡易除却は次のアからウまでのいずれかに該当し，かつ，条例第7条の適用除外広告物に明らかに該当せず，表示日から相当期間経過しているにもかかわらず，必要な管理がされずに放置されている場合に限り行うものとする。

ア 条例第4条第1項の禁止物件または同条第2項の電柱および消火栓標識に表示されているもの

イ 明らかに条例第5条第1項の制限地域または同上第2項の特別制限地域に表示されているにもかかわらず，第6条の許可を受けていないもの

ウ 次に掲げる状態で表示されているもの

(ア) 著しく汚れ，または退色したもの

(イ) 著しく破損し，または老朽化したもの

(ウ) 倒壊または落下のおそれのあるもの

(エ) 道路標識等に類似し，または道路標識等の効用を妨げるおそれのあるもの

##### (2) 簡易除却の方法

ア 簡易除却の要件に該当する違反はり札等の表示者に対し，当該指導の日から5日以内に除却するよう指導を行う。ただし，破損が著しいなど明らかに良好な状態にないとき，または表示者を確知できないときは，発見時に除却する。

イ 指定期限までに除却されていないときは，簡易除却を行う。この場合において，当該違反物件が存していた地域と同一の地域に指導および簡易除却が行われていない同様の違反物件が残らないよう注意する。

ウ 簡易除却を行う場合は，その取りはずし時および回収時において除却物件に汚損，破損のないよう注意する。

エ 表示者に対し，物件の引き取りおよび今後の違反物件については除却するとともに，売却または廃棄することがある旨文書または電話等により通知する。

オ 指導後において，指導した表示者（違反簡易広告物表示者台帳に記載済の表示者）による違反はり札等が表示されていた場合は，発見時に除却する。

##### (3) 保管，公告および売却

ア (2)により除却した違反はり札等は，保管場所を定めて保管する。

イ 保管に当たり，除却した違反はり札等について，次の事項を所定の場所を定めて公告するとともに，当該事項を記載した保管物件一覧簿（規則別記第17号様式）を作成し，都市建設部まちづくり景観課内に備え付け，関係者の閲覧に供する。

(ア) 保管した広告物等の名称または種類および数量

(イ) 保管した広告物等の放置されていた場所

(ウ) 当該広告物等を除却した日時

- (エ) 当該広告物等の保管を始めた日時
- (オ) 保管の場所
- (カ) その他当該広告物等を返還するために必要な事項

ウ 公告期間については、次のとおりとする。

- (ア) 簡易除却で除却した広告物 保管を始めた日から起算して2日間
- (イ) 簡易除却で除却した掲出物件 保管を始めた日から起算して14日間

エ 特に貴重な広告物または掲出物件については、公告期間満了後も、なお所有者等の氏名および住所を確知できないときは、その公告の期間の満了後も更に14日間公告する。

オ 保管した広告物が滅失し、もしくは破損するおそれがあるとき、または公告の日から次の期間を経過してもなお返還することができない場合で、評価した価格に比べ、保管に不相当な費用もしくは手数を要するときは、当該広告物を売却し、その売却した代金を保管する。

- (ア) 特に貴重な広告物または掲出物 3月
- (イ) (ア)に該当しない広告物 2日
- (ウ) (ア)に該当しない掲出物件 14日

カ 前述オにおける広告物等の価額の評価については、次の事項を勘案し、都市建設部まちづくり景観課が行う。

- (ア) 取引の実例価格
- (イ) 当該広告物等の使用期間
- (ウ) 損耗の程度
- (エ) その他当該広告物等の価額の評価に関する事情

キ 前述オにおける保管した広告物等の売却手続きは、函館市契約条例に基づき、財務部調度課が行う。

#### (4) 保管した違反はり札等の廃棄

ア 保管した違反はり札等について、前述(3)オにより評価した価額が著しく低く、かつ売却しても買受人がないことが明らかな場合、当該違反はり札等を廃棄する。

イ はり札、簡易な立看板（枠が木製で、45mm角を下回るもので、表示面が紙類のもの）は、広告物等の価額の評価が著しく低く、かつ売却しても買受人がないことが明らかなものとして取り扱う。

#### (5) 保管した違反はり札等の返還

ア 保管した広告物等を当該広告物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名および住所を証するに足りる書類を提出させる等の方法によってその者が当該広告物または掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領書（規則別記第18号様式）と引換えに返還する。当該広告物等の所有者等が法人であって、受領者が代表者でない場合は、受領者が当該法人の社員その他構成員であることを証明させた上で返還する。

イ 返還する際には、今後公告期間経過後は売却・廃棄を行うことがある旨告げ、違反はり札等の表示・掲出を行わないよう指導する。

ウ 返還に当たり，当該違反はり札等の所有者等に対し，保管等の措置に要した費用について財務規則等に基づき実費分を算出し，請求することができる。

(6) 違反はり札等の所有権の帰属

公告の日から起算して6月を経過してもなお保管した違反はり札等を返還することができない場合は，当該違反はり札等の所有は市に帰属することから，財務規則等に基づき，必要に応じ所有権移転等の手続を行う。

附 則

この要領は，平成10年4月27日から施行する。

附 則

この要領は，平成11年4月28日から施行する。

附 則

この要領は，平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は，平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は，平成16年6月7日から施行する。

附 則

この要領は，平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要領は，平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は，平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は，平成30年4月1日から施行する。





5.5 セ ン チ メ ー ト ル	第 号
	身 分 証 明 書
写 真 無 帽 上半身 縦 3.0cm 横 2.0cm	所 属
	職・氏名
	生年月日
	上記の者は、屋外広告物法（昭和24年6月3日法律第189号） 第7条第4項の規定に基づき、函館市屋外広告物条例（平成17 年条例第41号）に違反するはり紙、はり札等、広告旗および立 看板等の除却を行う者であることを証明する。
	年 月 日
	函館市長
	9センチメートル

屋外広告物法（抄）  
（違反に対する措置）  
第7条  
4 都道府県知事は、第3条から第5条までの規定に基づく条例（以下この項において「条例」という。）に違反した広告物又は掲出物件が、はり紙、はり札等（容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。以下この項において同じ。）、広告旗（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）又は立看板等（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であるときは、その違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、はり紙にあつては第1号に、はり札等、広告旗又は立看板等にあつては次の各号のいずれにも該当する場合に限る。

一 条例で定める都道府県知事の許可を受けなければならない場合に明らかに該当すると認められるにもかかわらずその許可を受けないで表示され又は設置されているとき、条例に適用を除外する規定が定められている場合にあつては当該規定に明らかに該当しないと認められるにもかかわらず禁止された場所に表示され又は設置されているとき、その他条例に明らかに違反して表示され又は設置されていると認められるとき。

二 管理されずに放置されていることが明らかなきとき。